

国民健康保険からのお知らせ

●問合せ先 国保年金課国保係 ☎72-2111内線424・425

平成25年度の国保税の納税通知書を7月中旬に郵送します

●国保税の納め方～国民健康保険税の納税義務者は世帯主です～

保険税は被保険者ごとに納めるのではなく、世帯主が世帯内の加入者分をまとめて納付します。

●納付方法・納期は

①納付書または口座振替による納付(普通徴収・年8回・月末)

②年金天引き(特別徴収・年6回)のいずれかです。

納 期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収(年8回)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
特別徴収(年6回)	◎		◎		◎		◎		◎		◎	

※既定の納期後に税額変更があった場合は随時お知らせします。また、納付方法は年度途中で切り替わる場合があります。

【参考】 納付方法が年金天引き(特別徴収)となるのは、①～⑥のすべての条件に該当する場合です。

①世帯主本人が国保加入者 ②世帯の国保加入者全員が65歳～74歳 ③世帯主の介護保険料が年金天引きされている ④介護保険料を天引きされている年金が年額18万円以上で、介護保険料と国保税の合算額が年金額の2分の1を超えていない ⑤世帯主の年金を担保に供していない ⑥国保税を納付書で納めている(口座振替ではない)

国民健康保険税 よくある質問 Q&A

Q 今年の5月に夫の勤め先の健康保険の被扶養者になったのに、7月に納税通知書が届いたのはどうして？

A 次の2つの場合が考えられます。
①脱退手続きを済ませている場合

国保税は年度単位(4月～翌年3月)で計算しますが、納期が7月から始まるため、実際の加入月と税の納付月にはズレが生じます。お知らせしている国保税は、国保に加入されていた4月の分ですから、通知のとおり納付をお願いします。

②脱退手続きをしていない場合

健康保険の切り替えは自動的に行われません。お手元の通知書は、平成25年度1年間分の国保税を賦課したものです。窓口での脱退手続き後、年税額を実際の加入期間分に変更しますが、納期ごとの納付額が変更されるのは、手続きの翌月の納期以降なので、第1期は通知書どおりの額を納めてください。

Q 7月に1年分の納付書が届いた後に会社の健康保険に加入することになったけど、国保税はどうなるの？

A 年度途中で国保を脱退する場合は、脱退月の前月までの国保税を再計算して年税額を変更します。新年度の税額と納期ごとの納付額は、脱退手続きの翌月をめぐりお知らせしますので、早めに窓口にお越しください。

なお、減額となったことで、国保税が納めすぎとなったときは、後日お返しします。

国民健康保険の加入・脱退手続きに必要なもの

●脱退手続き

印鑑、脱退する人全員分の社会保険証等と国民健康保険被保険者証

●加入手続き

印鑑、健康保険の資格喪失証明書、年金証書(※厚生年金・共済組合等から年金を受給する65歳未満の人で、年金加入期間が20年以上または40歳以降の人で10年以上ある人のみ)、通帳と通帳印(※国保税の口座振替を希望する場合)

●手続先 国保年金課国保係(⑧番窓口)

平成25年度の国民健康保険税の税率は下の表のとおりです

税率改定はありませんが、時限措置として実施されていた軽減制度の一部が延長されます。

	医療保険分(75歳未満)	後期高齢者支援金分(75歳未満)	介護保険分(40～64歳)
①所得割 (前年所得による)	合 (24年中所得－33万円) ×8.0%	合 (24年中所得－33万円) ×2.6%	合 (24年中所得－33万円) ×2.3%
②均等割 (加入者数による)	算 24,000円×被保険者数	算 7,000円×被保険者数	算 7,000円×被保険者数
③平等割 (世帯あたり定額)	24,000円	7,000円	7,000円
小 計	小計A 〔①+②+③〕 賦課限度額 51万円	小計B 〔①+②+③〕 賦課限度額 14万円	小計C 〔①+②+③〕 賦課限度額 12万円
世帯の年税額 = 小計A + 小計B + 小計C			

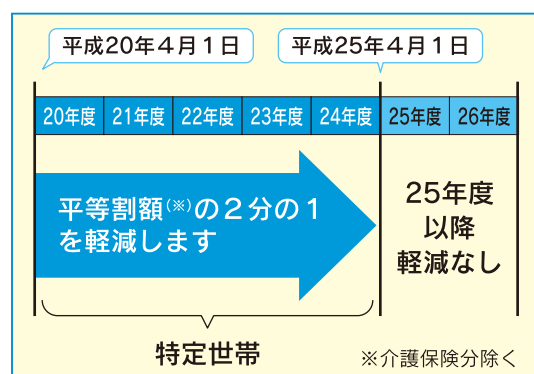
●後期高齢者医療制度の創設に伴う軽減措置の一部延長について

平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、世帯内の国保加入者が後期高齢者になったことで世帯内の国保加入者が1人のみとなった世帯(特定世帯)に対し、後期高齢者医療制度への移行後5年間に限って国保税の平等割(医療費分・後期高齢者支援金分のみ)を2分の1とする制度の一部が延長されました。

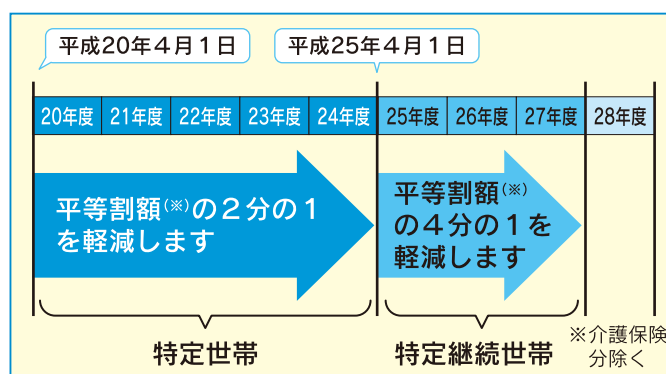
これによって、特定世帯となってから5年が経過した後も、その後3年間は医療費分、後期高齢者支援金分の平等割の4分の1を軽減して賦課します(特定継続世帯)。

(例)平成20年4月に夫が後期高齢者医療制度に移行し、国保加入者が妻のみとなった世帯の国保税

【制度改正前】



【制度改正後】



※この軽減措置は、国保税の賦課決定時に自動的に適用されます。申請は必要ありません。

国保税の納付には口座振替が便利です

「忙しくて窓口の時間に間に合わない」「つい納期限を忘れてしまう」という人には口座振替がお勧めです。預貯金口座から各納期ごとに自動的に引き落としになるので、納め忘れの心配がなくなります。

●必要なもの ①口座振替に使う通帳 ②口座の届出印

●申込先 収納課収納係(③番窓口)または取扱金融機関

(取扱金融機関：福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、福岡県南部信用組合、とびうめ信用組合、みい農協、ゆうちょ銀行)

●振替日 各納期限日(月末)(※金融機関休業日の場合は翌営業日)または一括前納

●振替開始は 受付月の翌月末から

※月末近くに金融機関で手続きをした場合、市に情報が届くまでに時間がかかるため、翌月に送付する通知書に申込内容を反映できないことがあります。口座振替の申込みをしたのに納付書が届いたときは、**収納課収納係(③番窓口) ☎72-2111内線132・133までご連絡ください。**

国民健康保険税は、みなさんの医療費をまかなう大切な財源です。
確実かつすみやかな納付にご協力をお願いします。

平成24年中の所得の申告はお済みですか？

国保加入者とその世帯主は、適正な医療給付や税の算定のため、所得の申告をする義務があります。申告がない場合、所得に応じた制度を適用できないため、医療費の自己負担限度額が高額になったり、税の軽減制度が受けられなくなるなどの不利益が生じる場合があります。

●必要なもの(②③は提出が可能な場合のみ)

- ①印鑑
- ②平成24年中の所得の把握できる書類
(源泉徴収票や年金・給与の支払明細など)
- ③所得控除(生命保険料など)の証明書類

●申告の窓口・相談先

- ①平成25年1月1日現在、小郡市在住の人
→税務課市民税係(⑤番窓口)
- ②平成25年1月2日以降に小郡市に転入した人
→国保年金課国保係(⑧番窓口)

●申告の必要がある人

- ①世帯主(本人が被保険者ではない場合も含む)
 - ②被保険者
 - ③国保から後期高齢者に移行した旧被保険者
- ※前年中に収入がなかった人でも「ない」という事実を申告する必要があります。

以下の人は申告は不要です

- ①既に所得税の確定申告や住民税の申告をした人
 - ②収入が給与のみで、給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
 - ③収入が公的年金のみで、公的年金支払報告書が年金支払者から市に提出されている人
- ※公的年金のうち、遺族年金・障害年金のみを受給している人は、支払報告書が市に提出されないため、申告が必要です。

新しい保険に加入したら要注意！小郡市の保険証は使えなくなります

新しい保険に加入すると、その保険の資格取得日にさかのぼって小郡市の国民健康保険証が使えなくなります。医療機関(病院・薬局)は、皆さんが提示する保険証で保険者負担分医療費の請求先を確認しているので、新しい保険に加入したときは、以下の手続きにご協力ください。

STEP1

保険が変わったらまずやること

「新しい保険に加入したとき(資格取得日)」は「新しい保険証を渡されたとき(交付日)」とは異なる点に注意しましょう。

新しい保険証が手に入ったら、まずは保険証の「資格取得日」を確認してください。この日以降に小郡市の国民健康保険証で医療機関を受診していた場合は、**すぐにその医療機関に、受診日には新しい保険に加入していたことを伝えてください。**

この時点で、医療機関が保険者負担分の請求を新しい保険に対して行うことができれば、皆さんの手続きはここで終了です。

STEP2

医療機関での処理が間に合わないと…

後日、小郡市国民健康保険から、国民健康保険証を使ってはいけなかった期間に受診した保険者負担分医療費を世帯主に請求しますので、**支払いをお願いします。**

この保険者負担分は、小郡市国民健康保険への支払い後、皆さんご本人で受診日に加入していた医療保険に請求していただくことになります。

皆さんの最終的な自己負担額は変わりませんが、保険者負担分を一時的に立て替える負担がかかることになるので、後々のお手間を減らすためにも、まずは**STEP1**の手続きをお願いします。

他の健康保険に加入したときは、国民健康保険証は使わないようにし、速やかに窓口で脱退手続きをして国民健康保険証を返還してください。そして、月の途中であっても、必ず新しい保険証を資格取得日後にかかった医療機関(病院・薬局など)に提示しましょう。

